

第5回会議

上福岡市と大井町の合併を「是」とすることに決定

1月26日に上福岡市フクトピアで第5回法定合併協議会が開催されました。会議では、この日までに具体的な合併の協議が整ったため、新市建設計画と合併協定書の最終確認が行われ、合併の是非の判断について採決の結果、「是」とすることに決定しました。

確認事項1

新市建設計画

新市建設計画は、合併後のまちづくりの基本方針や主要な事業を示すもので、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものです。この新市建設計画をもとに、国や県から様々な財政支援が受けられることとなります。

計画の主な内容は、合併の必要性と効果、計画策定の方針、新市建設の基本方針、新市の施策、公共施設の適正配置と整備、財政計画などです。

確認事項2

合併協定書

合併協定書は、合併協議会で協議が終了した協定項目（合併の期日や新市の名称、住民サービスなどの調整方針）について書式を整えたもので、合併協定書の調印に先立って、その内容を確認しました。新市建設計画も協定内容の一部です。

協議事項

合併の是非の判断

法定合併協議会でのすべての合併協議が整い、合併協定書の確認がされたことを受けて、上福岡市と大井町との合併については是非の判断を行いました。

採決の結果、賛成多数で上福岡市と大井町の合併を「是」とすることに決定しました。



臨時議会で合併関連5議案が可決

2月7日に上福岡市議会と大井町議会の臨時会が開かれ、合併関連議案が可決されました。可決された議案と主な内容をお知らせします。

上福岡市及び入間郡大井町の廃置分合について

平成17年10月1日から上福岡市と大井町を廃し、「ふじみ野市」を設置することを埼玉県知事に申請することについてです。

●農業委員会委員の構成

	上福岡市	大井町
定数	16人	15人
選挙委員	10人	10人
選任委員	6人	5人
議会推薦	4人	3人
農協推薦	1人	1人
共済組合	1人	1人

新市に一つの農業委員会を置き、上福岡市と大井町の農業委員会の選挙による委員は、合併後一年間、引

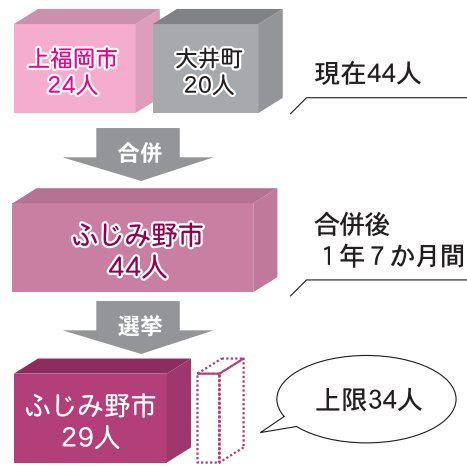
き続き在任する内容です。

上福岡市及び入間郡大井町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について

上福岡市と大井町の議会の議員は平成19年4月30日まで、引き続き新市の議員として在任する内容です。

上福岡市及び入間郡大井町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

地方自治法では、人口規模から新市の議員定数は34人が上限になりますが、5人削減して29人とするものです。合併後初めて行う議会議員の選挙から対象になります。



各種事務事業の調整方針

平成17年10月1日誕生の新市に向けて今後、1市1町で行っている事務のすり合わせを進めることが必要となります。合併協議会では、次の考え方を確認しました。

1 基本的な考え方

対等・平等の精神
両市町の立場を尊重し合い、お互いに対等・平等の立場で協議・調整する。
助け合いと
温もりのまちづくり
市街地、周辺地域がもつそれぞれの特色を発揮し合い、すべての人々が助け合い、安心して住み続けられる地域を目指し協議・調整する。
行政サービスの統一
住民福祉の向上を図り、住民生活に急激な変化をもたらさないよう、原則として、サービスはより高い方に、負担はより低い方に「協議・調整する」。
特に、両市町が行っている

2 各種事務事業の調整方針

各種事務事業については、次の事務事業の一元化の考え方を基に、調整を図るものとする。
一体性確保の原則
新市に移行するとき、市民生活に支障がないよう速やかな一体性の確保に努める。
住民福祉向上の原則
住民サービスと住民福祉の向上に努める。
負担公平の原則
行政格差を生じないように努める。
健全な財政運営の原則
新市での健全な財政運営に努める。
行政改革推進の原則
行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
適正規模準拠の原則
自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。